

一般社団法人日本リノベーション・マネジメント協会
会員規程

2021年8月 1日制定

2022年6月23日改定

2023年6月 2日改定

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人日本リノベーション・マネジメント協会（以下「本協会」という）は、定款第3章、第4章及び第5章の規定に基づき、本協会の会員（定款第6条第2項に定義する社員をさす）の入退会、総会に関する事、役員に関する事等、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（入会）

本協会の会員になろうとするもの（以下「入会申込者」という）は、所定の会員入会申込書及び誓約書を提出しなければならない。

- 2 本協会への入会の可否は、次に掲げる基準のもとに理事会が決定する。
 - (1) 本協会の目的に賛同し、定款及び本協会会員規程に該当するものであること。
 - (2) 入会申込者が本協会の会員であったものである場合につき、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。
 - (3) 反社会的勢力に属するものでないこと。
- 3 理事会が定款第7条に則り入会の可否を決定したときは、入会申込者に通知しなければならない。
- 4 入会した者を、会員の種別ごとに会員名簿に登録しなければならない。

第3条（会員種別）

本協会の会員種別は、定款第6条及び第17条の規定に則り下記4種類とする。

- (1) 個人会員
 - (2) 団体会員
 - (3) 賛助会員
 - (4) 名誉会員
- 2 個人会員は、本協会の目的に賛同し定款の規定により入会する個人で本会の会員となる。
 - (1) 総会において会員数1個、議決権数1個を有する。
 - (2) 定款第5章に定める役員になることができる。
 - (3) 個人会員は、資格者要件を満たした場合において、本協会の資格者登録を行うこと

ができる。

- 3 団体会員は、本協会の目的に賛同し定款の規定により入会する法人又は団体で本会の会員となる。
 - (1) 総会において会員数1個、議決権数5個を有し、会員名簿において記名権数5個を有する。
 - (2) 記名権に基づく5名（以下、「記名者」という）については、1から5まで順位を付け会員名簿に記名する。
 - (3) 記名者は、定款第5章に定める役員になることができる。
 - (4) 記名者は、資格者要件を満たした場合において、本協会の資格者登録を行うことができる。
- 4 賛助会員は、本協会の目的に賛同し、その事業等に賛助し活用するため入会する前二項に該当しない法人又は団体で本会の会員となる。
 - (1) 総会において会員数1個、議決権数1個を有し、会員名簿において記名権数1個を有する。
 - (2) 記名権に基づく記名者は、定款第5章に定める役員になることができる。
 - (3) 記名者は、資格者要件を満たした場合において、本協会の資格者登録を行うことができる。
- 5 名誉会員は、65歳以上で下記の要件（1）から（3）の何れかを満たす者で、本協会の運営に多大な貢献に資する者に授与する。
 - (1) 会長又は副会長の職を務めた者でその職を辞した者
 - (2) 理事・監事の職を10年以上または通算5期以上務めた個人会員並びに団体会員及び賛助会員の記名者
 - (3) その他上記の要件に準ずる活動として、本協会の社会的評価を高める功績及び協会運営の発展に特段の功績をあげた個人会員並びに団体会員及び賛助会員の記名者
 - (4) 名誉会員への就任は、理事会及び本人の承諾を経る必要がある。
 - (5) 名誉会員の権利につき、議決権・役員就任・資格者登録に関し、第2項から第4項までの規定を準用する。

第4条（会費）

本協会「会費規定」による。

- 2 入会者は、速やかに会費規定の定めるところにより会費を支払わなければならない。

第5条（会員種別の変更）

会員種別の変更を希望する会員は、別に定める申込書を本会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 会計年度の中で会員種別変更したものは、その次年度より所定の会費を納める。既に

収められた会費は返還しない。

- 3 会計年度の中で会員種別変更した場合、当該会員の権利の効力は、次年度分の所定会費を納めたときに生ずる

第6条（団体会員の総会における議決権の行使及び役員）

団体会員の議決権の行使について、記名者のうち1名が議決権数5個を行使する。ただし、上位の記名順位の者が議決権行使をできない状態又は行わない場合は、下位の記名順位の者が議決権数5個を行使することができる。

- 2 記名者それぞれは、個別に議決権行使を行うことができない。
- 3 記名者は、記名順位に関係がなく定款第5章に定める役員になることができる。ただし、団体会員毎に付き1名とする。

第7条（規程の改定）

この規程の改定は、理事会の決議によりこれを行う。

第8条（施行）

この規程は、2023年6月2日よりこれを施行する